

運営規程（例）

障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業

運営規程の記載例	留意事項・参照法令等
<p style="text-align: center;">〇〇〇運営規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、***（以下「事業者」という。）が設置する〇〇〇（以下「事業所」という。）において実施する指定地域相談支援の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定地域相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な指定地域相談支援の提供を確保することを目的とする。</p> <p>（事業の目的及び運営の方針）</p> <p>第2条 事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定地域相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うように努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>4 事業者は、前3項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容、その他関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施するものとする。</p> <p>（事業所の名称等）</p> <p>第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>（1）名称 〇〇〇</p> <p>（2）所在地 沖縄県××市△△×丁目×番×号 **ビル×号</p> <p>（管理者及び従業員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第4条 事業所に勤務する管理者並びに指定地域移行支援及び指定地域定着支援の職務に従事する者（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>（1）管理者 1名</p> <p>（ア）管理者は、従業者に基本相談支援に関する業務、地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務及び地域定</p>	<p>※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称</p> <p>※「***」⇒設置者（法人名）</p> <p>※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称</p> <p>●障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第3条（指定一般相談支援事業者の一般原則）</p> <p>※「〇〇〇」⇒事業所の正式名称</p> <p>※「沖縄県××市・・・」⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。</p> <p>●基準第5条（基準第43条において準用する場合を含む）（従業者）</p> <p>●基準第6条（基準第43条において準用する場合を含む）（管理者）</p> <p>●基準第21条第1号及び第2号（指定地域移行支援の具体的取扱方針）</p> <p>●基準第44条第1号及び第2号（指定地域定着支援の具体的取扱方針）</p>

着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。

(イ) 管理者は、相談支援専門員にその他の従業者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。

(ウ) 管理者は、従業者の管理、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該従業者に、この規程及び関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 相談支援専門員 ○名

相談支援専門員は、その他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うほか、自らも基本相談支援、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の業務を行うものとする。

(3) その他の従業者 ○名

その他の従業者は、基本相談支援、指定地域移行支援及び指定地域定着支援に関する次の業務を行うものとする。

(ア) 基本相談支援に関する業務

地域の障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関するものを除く。）その他の必要な便宜を総合的に供与する。

(イ) 指定地域移行支援に関する業務

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。

(ウ) 指定地域定着支援に関する業務

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。

(2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。

●基準第29条（基準第48条において準用する場合を含む）（管理者の責務）

※相談支援専門員と兼務する管理者も人数に含める（例）専従の相談支援専門員が2名、管理者と兼務する相談支援専門員が1名の場合、「相談支援専門員 3名」と記載する。

※その他の従業者と兼務する管理者も人数に含める（例）専従のその他の従業者が2名、管理者と兼務するその他の従業者が1名の場合、「その他の従業者 3名」と記載する。

●障害者総合支援法第5条第18項（定義）

●基準第4条（基本方針）

●基準第42条（基本方針）

※日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業を行う場合は「年中無休」、特定の日を除き営業を行う場合は、「○月○日から○月○日を除く毎日」と記載する。

(3) 上記の営業日及び営業時間のほか、指定地域移行支援における1人暮らしに向けた体験的な宿泊及び指定地域定着支援における緊急の事態への対処等を実施するため、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、必要な措置を講じるものとする。

(指定地域移行支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所の従業者が行う指定地域移行支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行う。

(イ) アセスメントの実施に当たっては、利用者に面接して行う。
また、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 地域移行支援計画の原案の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成する。この場合において、事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努める。

(4) 地域移行支援計画の作成に係る会議の開催

障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して地域移行支援計画の作成に係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(5) 地域移行支援計画の作成

(ア) 地域移行支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

●基準第21条第4項
(指定地域移行支援の具体的取扱方針)

●基準第22条
(地域移行支援計画の作成等)

(イ) 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付する。

(6) 地域移行支援計画の変更

(ア) 地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行う。

(イ) 地域移行支援計画の変更は、地域移行支援計画の作成と同様の手順で行う。

(7) 相談及び援助

(ア) 利用者に面接し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(イ) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する障害者支援施設等又は精神科病院からの外出に際し、当該利用者に対して、同行による必要な支援を行う。

(ウ) 面接又は同行による支援は、概ね1週間に1回行うものとし、少なくとも、1月に2回行う。

(8) 障害福祉サービス事業の体験的な利用

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、指定障害福祉サービス事業者等への委託により、地域における生活に移行するための障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の体験的な利用を行う。

(9) 一人暮らしに向けた体験的な宿泊

(ア) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、当該利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行う。

(イ) 体験的な宿泊は、体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するほか、体験的な宿泊を行うために必要な設備を設けられた場所において行うとともに、衛生的に管理された場所において行う。なお、体験的な宿泊について、指定障害福祉サービス事業者等に委託することができるものとする。

(10) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (9) に附帯するその他必要な便宜の供与を行う。

(指定地域定着支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所の従業者が行う指定地域定着支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

●基準第23条（相談及び援助）

●基準第24条（障害福祉サービス事業の体験的な利用）

●基準第25条
(1人暮らしに向けた体験的な宿泊)

●基準第44条第4項
(指定地域定着支援の具体的取扱方針)

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行う。

(2) アセスメントの実施

(ア) 適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者が地域において日常生活を営む上での課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切に行えるよう備えるものとする。

(イ) アセスメントの実施に当たっては、利用者に面接して行う。また、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) 地域定着支援台帳の作成

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援に係る台帳を作成する。

(4) 地域定着支援台帳の変更

(ア) 地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行う。

(イ) 地域定着支援台帳の変更は、地域定着支援台帳の作成と同様の手順で行う。

(5) 常時の連絡体制の確保等

(ア) 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保する。

(イ) 利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握する。

(6) 緊急の事態への対処等

(ア) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態が生じた場合その他必要な場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等その他の関係機関との連絡調整、緊急の場合における一時的な滞在による支援その他の必要な措置を講じる。

(イ) 滞在による支援は、滞在による支援を行うために必要な広さの区画を有するほか、必要な設備及び備品等を備えた場所にお

●基準第 45 条
(地域定着支援台帳の作成等)

●基準第 46 条
(常時の連絡体制の確保等)

●基準第 47 条
(緊急の事態への対処等)

いて行うとともに、衛生的に管理された場所において行う。なお、滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等に委託することができるものとする。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な便宜の供与を行う。

(地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額)

第8条 事業者は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項の規定により算定された地域相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるものとする。

3 事業者は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付するものとする。

4 事業者は、第2項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、〇〇市、××市及び△△町の全域とする。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者(18歳以上の者)

(ア) 肢体不自由

(イ) 視覚

(ウ) 聴覚言語

(エ) 内部障害

(2) 知的障害者(18歳以上の者)

(3) 精神障害者(18歳以上の者)

(4) 障害児(18歳未満の者)

(ア) 身体に障害のある児童

●基準第19条(基準第48条において準用する場合を含む)(地域相談支援給付費の額等の受領)

※通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「〇〇市〇〇町」など客観的にその区域が特定されるように記載する。

※左記は、全ての障害者を対象とする場合の記載例である。主たる対象者を限定する場合は、対象とする障害の種類だけを残し、残りの障害の種類は削除すること。

- (イ) 知的障害のある児童
- (ウ) 精神に障害のある児童

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(苦情解決)

第 12 条 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第 51 条の 27 第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

●「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

●基準第 38 条（基準第 48 条において準用する場合を含む）（苦情解決）

6 事業者は、都道府県知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告するものとする。

7 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんする限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

3 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

4 事業者は、地域移行支援計画の作成に係る会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならないものとする。

5 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

6 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

●基準第39条(基準第48条において準用する場合を含む)
(事故発生時の対応)

●基準第31条第3項(基準第48条において準用する場合を含む)
(勤務体制の確保等)

●基準第35条(基準第48条において準用する場合を含む)(秘密保持等)

●基準第41条(基準第48条において準用する場合を含む)(記録の整備)